豊橋市総合体育館 利用料金

個人利用料

[Z	↔	金額(1回につき)		
区分		平日	日曜、土曜及び休日	
卓球室(1回につき)	児童·生徒	100円	150円	
	一般	200円	300円	

- ※休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- ※児童・生徒とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校に在学する 児童又は生徒をいう。
- ※一般とは、児童・生徒以外の者をいう。ただし、年齢に達しない者を除く。

専用利用料								
			昼間			夜間	全日	
			午前9時から	午後1時から	午前9時から	午後5時から	午前9時から	
			正午まで	午後5時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで	
	アマチュアスポーツのために 利用する場合	平日	9,800円	13,110円	22,910円	22,000円	44,910円	
		日曜、土曜及び休日	14,700円	19,660円	34,360円	33,000円	67,360円	
	上記以外の場合	平日	49,000円	65,550円	114,550円	74,730円	189,280円	
		日曜、土曜及び休日	73,500円	98,320円	171,820円	112,090円	283,910円	
	会場準備または撤去のため当日以外に利用する場合		利用料金の2分の1の額					
	アマチュアスポーツのために 利用する場合	平日	3,230円	4,350円	7,580円	6,540円	14,120円	
		日曜、土曜及び休日	4,840円	6,520円	11,360円	9,810円	21,170円	
	上記以外の場合	平日	16,150円	21,750円	37,900円	24,160円	62,060円	
		日曜、土曜及び休日	24,220円	32,620円	56,840円	36,240円	93,080円	
第1会議室			2,600円	3,460円	6,060円	3,460円	9,520円	
第2会議室			1,960円	2,600円	4,560円	2,600円	7,160円	
研修室			3,230円	4,350円	7,580円	4,350円	11,930円	

- 1. 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2. 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び夜間の時間区分において、1時間を単位として利用の承認ができるものとし、 この場合の利用料金は、1時間につき、(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、その利用に係る時間区分の1時間に相当する額 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。
- 3. この表の時間外において利用するときの利用料金は、1時間につき(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)、その利用が午前9時以降のときは午前9時から正午までの、 午後9時以降のときは夜間の時間区分の1時間に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。
- 4. 第1競技場又は第2競技場の一部を専用利用する場合の利用料金は、利用の割合に応じた額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする。
- 5. 入場料若しくは会費の類を徴収する場合又は企業活動に利用する場合の利用料金は、当該利用料金の3倍の額とする。 ただし、第1競技場の会場準備又は撤去のため当日以外に利用する場合を除く。

附属設備利用料

区分	単位	第1競技場	第2競技場	備考
バスケットボール	1面1時間につき	150円	-	
バレーボール	1面1時間につき	150円	150円	
バドミントン	1面1時間につき	100円	100円	
卓球	1面1台につき	100円	100円	
テニス	1面1時間につき	150円	150円	
ハンドボール	1面1時間につき	210円	210円	
冷暖房設備	全面1時間につき	28,490円	-	
電灯	1時間30灯につき	510円	-	昼間利用する場合及び夜間120灯を超えて利用する場合
	1時間につき	-	510円	昼間利用する場合
放送設備	1時間につき	2,160円	510円	
仮設ステージ	1台につき	550円	550円	
フロアシート	1日につき	11,000円	3,660円	フロアの一部にシートを敷く場合の利用料金は、利用の割合に応じた額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げる。)とする
移動式観覧席	1台1日につき	5,500円	-	
電光得点装置(大)	1組1日につき	4,340円	-	
電光得点装置(小)	1組1日につき	2,160円	2,160円	
シャワー	1台1回につき	100)円	温水を利用する場合
観客用いす	500脚につき	5,500円	5,500円	500脚に満たないときは、500脚とみなす

問い合わせ先: 総合体育館

電話: 0532-32-9611

FAX番号: 0532-32-9612